

柳

川

柳川市景観計画 〔改定版〕

「ゆつらくと」 柳川時間の流れる風景づくり

令和4年3月

柳川市

はじめに

本市には、先人たちの知恵と技術によって築き、受け継がれてきた掘割が、市全域を網の目のように巡る独特の水郷景観があります。それだけではなく、歴史的建造物や史跡が残り、城下町の面影を感じさせるまち並みや、穏やかに広がる田園風景、恵み豊かな有明海、広大な干拓地の風景など、多様な景観資源が柳川ならではの景観をつくりだしています。そして、このような柳川の景観は、先人たちからの贈り物であり、かけがえのない財産です。

この魅力ある柳川の景観を将来の世代に継承していくため、そしてその魅力を生かして、住む人、訪れる人の感性を育て、地域やまちの活力を高めるため、本市は平成24年3月に「柳川市景観計画」を策定しました。

本計画では「市民」「事業者」「行政」が共通の目標をもって、協働により景観づくりに取り組むことが大切として、策定以降、共に「景観を守り育てていく」という意識の醸成を図り、柳川らしい景観づくりを推進してきました。一方で、本計画の策定から10年が経過し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などにより、策定当時には想定できなかった課題が生じたため、より柳川らしい景観づくりを推進するため、本計画の一部見直しを行いました。

今後も、良好な景観づくりに向けた基本的な考え方を継承するとともに、新たな課題にも柔軟に対応し、本計画を着実に実施していくことで、将来の世代に誇りをもって引き継ぐことのできる景観づくりを進めていきたいと考えております。

最後に、本計画の改定にご尽力いただきました柳川市景観審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。



令和4年3月

柳川市長 金子 健次

第1章 計画策定の主旨

- 1. 景観づくりの全国的動向 1
- 2. 柳川市の景観づくり 2
- 3. 景観計画の位置付け 4

第2章 柳川市の景観特性と課題

- 1. 景観とは 8
- 2. 柳川市の景観の成り立ち 8
- 3. 景観資源の特徴 14
- 4. 柳川市の景観を構成しているエリアと軸 16
- 5. エリアと軸ごとにみる景観の問題点 18
- 6. 市民意識や各団体意見などからみる柳川市の現状 20
- 7. 景観づくりの課題 28

第3章 良好な景観の形成に関する方針

- 1. 基本理念 30
- 2. 基本方針 30
- 3. 区域設定の考え方 32

第4章 エリア・地区ごとの景観形成方針と景観形成基準

- 1. 基本的な考え方 35
- 2. エリア・地区ごとの景観形成方針及び基準 36
 - 中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区） 36
 - 中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区） 42
 - 田園エリア（田園集落・社寺林地区） 46
 - 田園エリア（公共交通軸地区） 50
 - 有明海・干拓地エリア 54

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 1. 景観重要建造物の指定に関する事項 59
- 2. 景観重要樹木の指定に関する事項 60

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1. 基本的な考え方 61
- 2. 景観重要公共施設とは 61
- 3. 指定の方針 62
- 4. 整備に関する方針 62

第7章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

- 1. 屋外広告物に関する基本的な考え方 64

第8章 実現に向けて

- 1. 取り組みの展開イメージ 66
- 2. 景観計画の運用 67
- 3. 計画策定後の取り組みイメージ 71

第1章 計画策定の趣旨

1. 景観づくりの全国的動向

日本が高度経済成長期を経て、経済的な豊かさを手に入れた頃から、都市計画やまちづくりにおいては、快適性や地域の個性に目が向けられるようになってきました。この結果、これまでに全国のおよそ 500 の地方公共団体で、自主条例として景観に関する条例が制定されるなど、積極的に景観の整備・保全の取り組みが行われてきました。

しかし、こうした自主条例では、法的拘束力を伴わないため、ルールが守られないなどの問題も生じました。また、これまで想定しなかった高層の建築物や派手な色彩の建築物が建設されたり、屋外広告物が乱立したりと、良好なまち並みを妨げるようなことも起きています。

このため、平成 17 年 6 月に、景観の大切さやその整備・保全の必要性を明らかにするとともに、それぞれの地方公共団体の特徴に合わせた景観づくりを可能とする項目が盛り込まれた「景観法」が全面施行されました。

これにより、地方公共団体は、法的根拠を得て実効性の高い景観形成を行うことが可能となりました。さらに、それぞれの地域の特性に合った基準や内容を景観条例に定めることにより、地域の特性に合った景観形成もできるようになっています。

景観法と景観計画の概要

景観法とは（平成 17 年 6 月全面施行）

都市や農村を問わず良好な景観づくりのために整備された「景観に関する総合的な法律」

- 良好な景観は「国民の共通財産」と位置付けられ、都市部だけでなく、農山漁村部も含む幅広い区域を対象として、それぞれの地域が独自の景観形成を図ることができる項目が盛り込まれています。
- 景観法自体には、直接、具体的な基準や内容は定められておらず、地方公共団体が、それぞれの地域の特性に合った基準や内容を「景観計画」及び「景観条例」に定めるという仕組みです。



柳川市の特徴に
合わせた
景観づくりが可能

景観計画とは

良好な景観形成のために定める計画（景観法第 8 条）

- 景観計画区域内では、建築行為などについて届出を義務付け、景観形成のための基準を満たさないものについては、指導・勧告などを行うことができます。
- また、地区ごとに規制を緩やかにすることも、きめ細やかで積極的な規制にすることも可能です。



法的根拠を得た
実効性の高い
景観づくりが可能

2. 柳川市の景観づくり

(1) これまでの取り組み

柳川市の景観に関する取り組みは、すでに昭和46年から始まっています。川下りコースの掘割周辺を中心に、その付近の重要な遺産や自然美を守るために柳川市伝統美観保存条例を制定しました。その後も平成16年に柳河や城内地区、沖端地区の一部など、城下町の面影が残る旧市街地の建築物の高さや色を制限する柳川市建築指導条例を制定するなど、積極的に景観形成に取り組んできました。

表 柳川市の景観に関する取り組み

●印は景観形成に直接的に関わる取り組み

| | |
|------|--|
| 60年代 | 上水道の整備が進み、掘割に生活雑排水が流されるようになり、掘割の水環境の悪化が進行 |
| 70年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・1971 (S46) ●柳川市伝統美観保存条例 ・1976 (S51) 柳川市用排水路管理条例 ・1977 (S52) 河川浄化計画を策定し、河川浄化事業に取り組む ・1978 (S53) 伝統的文化都市環境保全地区整備事業の対象地区に指定 ・1979 (S54) パイロット事業で800mの「水辺の散歩道」の整備 |
| 80年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・1981 (S56) 柳川市石けん使用推進要綱（現在廃止） ・1981 (S56) 城堀筋4100mを歩行者専用道路として都市計画決定 ・1986 (S61) 「水辺の散歩道」が「日本の道100選」に選定 |
| 90年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・1992 (H4) 旧建設省「マイロード事業」の認定 沖端地区（観光拠点）の道路景観整備 ・1994 (H6) 柳川市クリーン条例 ・1995 (H7) ●柳川市観光地区建築条例（特別用途地区） ・1999 (H11) 柳川市掘割を守り育てる条例（水の憲法） |
| 00年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・2004 (H16) 柳川市建築指導条例 ・2007 (H19) 第1次柳川市総合計画 掘割を守り育てる条例が合併後、全市を対象に改定 柳川市が景観行政団体になる ・2008 (H20) 掘割を生かしたまちづくり行動計画 柳川市文化的景観保存活用計画 ・2009 (H21) 柳川市観光振興計画 柳川市都市計画マスタープラン、柳川市地域ブランド戦略構想 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 合併「新柳川市誕生」2005 (H17) 景観法全面施行 2005 (H17) </div> |
| 10年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・2010 (H22) 柳川市環境基本計画 ・2012 (H24) ●柳川市景観計画・柳川市景観条例 ・2015 (H27) 水郷柳河が国指定名勝に指定 ・2016 (H28) 柳川市都市計画マスタープラン（改訂版） ・2017 (H29) 第2次柳川市総合計画 ・2019 (H31) 名勝水郷柳河保存活用計画 第2次柳川市観光振興計画 |
| 20年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020 (R2) ●名勝水郷柳河掘割沿いの柳並木づくり計画 ●「名勝水郷柳河」主要川下りコース沿いにおける夜間景観基本計画 第2次柳川市環境基本計画 |

(2) 背景と目的

①景観づくりの背景

前のページで示したように、柳川市では多方面から景観づくりに取り組んできました。しかしその一方で、都市化の進展や生活様式の変化の中で、「柳川市ならではの景観」の特徴が薄れつつあるという現状があります。建設技術の向上から掘割沿いに高層マンションが建設され、幹線道路の整備に伴い沿道に隣接する大型店舗の開発行為が進んでいます。

そのような中、柳川市は平成 17 年 3 月の合併を経て、平成 19 年 6 月に景観行政団体となりました。これを契機として、豊かな景観資源を生かし、市民の誰もが住み続けたい、そして訪れる人が何度でも訪れたいとなるようなまちの実現が求められています。

②景観づくりの目的

本市では、市民、事業者、行政がともに話し合い、協働により、柳川市の景観を守り育て、次の世代へ伝えていくため、「柳川市景観計画」を策定することとしました。この計画は景観法を根拠とする法定計画で、「柳川市の景観づくりの基本的な考え方」を明確化します。また、実効性のある景観施策の推進のため「柳川市景観条例」を制定します。

柳川市ならではの景観づくりは、強い規制をかけるだけでは進みません。市民一人ひとりが、柳川市の景観の特徴や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしたいと願い、事業者や行政と協力しながら、普段の生活の中で美化清掃活動を行うなど、景観を守り育てていくことでその質を向上させます。さらに、景観づくりを主体的に実行していくことで、より良い柳川市ならではの景観づくりへとつながります。

柳川市は、次の 3 つの目的のため、「景観づくり」に取り組みます。

●先人たちから受け継いだ「ふるさと」の風土を守るために

柳川は、低湿地という過酷な条件の中、先人たちの知恵や技術により土地が拓かれ、柳川の基盤である掘割が網の目のように巡る独特の景観が築かれました。こうした土地の歴史と共に受け継がれてきた景観を共有財産として、市民、事業者、行政が一体となって、協働して守り育てていくことが必要です。

●自然と歴史に彩られた「住環境」の魅力を育むために

柳川市の人口は昭和 35 年をピークに減少し、高齢化も進んでいます。しかし、福岡市や久留米市など県内都市部へのアクセスが充実し、田園や掘割、有明海など自然も豊かで、新鮮な食材が身近にあるという恵まれた住環境にあります。自然や歴史、営みがあり、便利でゆったりと心地よく住み続けられる魅力あるまちであるために、特色ある景観要素からなる柳川独特の魅力ある風景を守るとともに、新しい定住を促進するためのまち並み創出にも取り組むことが必要です。

●生き生きとした「地域産業」の基盤を創るために

“水郷”は、市内外の多くの人が柳川に抱くイメージです。美しい水郷柳川のイメージは、農産物や海産物などのブランド力向上につながることを期待されます。また、観光地だけでなく、農漁村においても地域の魅力を再発見しながら景観の取り組みを行うことで、地域の活性化が期待されます。地域やまちの活力を生み、また、市全体のブランド力向上につながる貴重な景観が失われる前に、早急に取り組むことが必要です。

3. 景観計画の位置付け

柳川市においては、柳川市総合計画を上位計画とし、法律を根拠とするものや市独自のものなど、さまざまな関連計画が立てられています。景観計画は、これらの上位計画や関連計画と整合を図り、その実現に向け連携していきます。

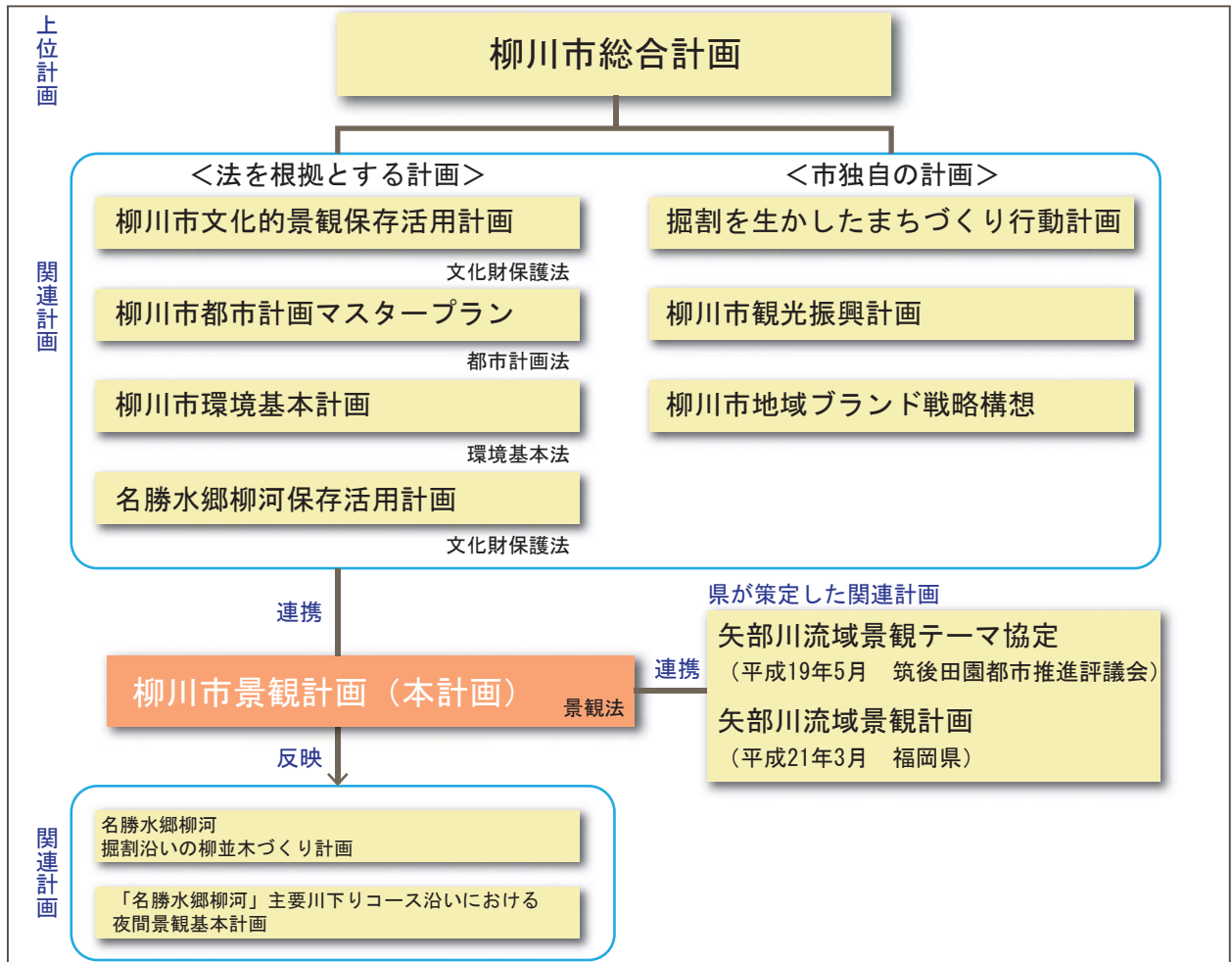
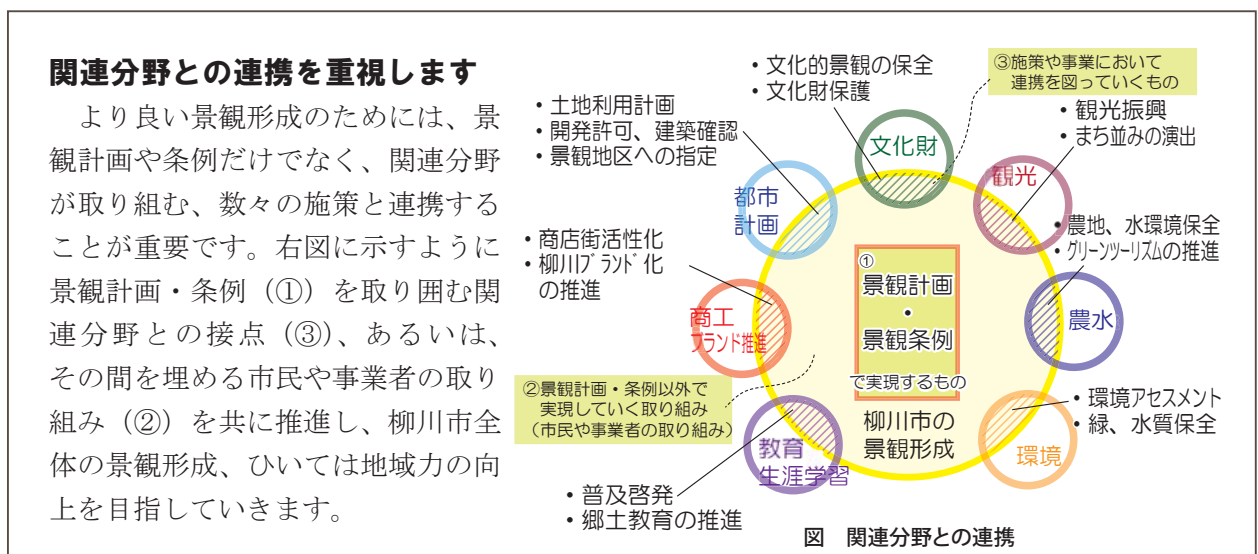


図 景観計画の位置づけ



関連分野との連携を重視します

より良い景観形成のためには、景観計画や条例だけでなく、関連分野が取り組む、数々の施策と連携することが重要です。右図に示すように景観計画・条例(①)を取り囲む関連分野との接点(③)、あるいは、その間を埋める市民や事業者の取り組み(②)を共に推進し、柳川市全体の景観形成、ひいては地域力の向上を目指していきます。

図 関連分野との連携

(1) 柳川市総合計画【令和4年更新】

柳川市総合計画は、長期的な展望に立ちながら本市の目指すべきまちの将来像を明らかにし、それを実現するためのまちづくりの指針となるもので、本市の行財政運営の指針を示す最上位の計画です。景観計画は、第1次柳川市総合計画に基づいて策定されています。また、平成29年に第2次柳川市総合計画を策定しており、景観計画は同計画に基づく計画として位置づけられます。

(2) 柳川市文化的景観保存活用計画

全国に類をみない本市の水郷景観は柳川固有の風土・歴史・営みがつくる文化的景観です。この水郷景観の保存管理と市民生活による利用を含む活用に関する方向性を検討し、景観行政との連携を図りながら文化財保護法に基づく国の重要文化的景観への選定を目指し、文化的景観の保存活用計画を策定することを目的としています。

(3) 柳川市都市計画マスタープラン

「よい景観は、地域の自然、歴史・文化、人々の生活や経済活動が調和してつくられる」とあります。地域の個性を生かすためにも景観を考えた土地利用や都市施設などの計画がなされるように、景観の方針が掲げられています。

(4) 柳川市環境基本計画【令和4年更新】

第1次柳川市環境基本計画では、「自然環境の保全」や「まちの景観や文化財の保全」などを基本施策とし、豊かな自然環境の保全や希少野生生物の保護などに取り組むとしています。令和2年に策定した第2次柳川市環境基本計画では、「豊かな自然と共生したまちづくり」を施策として掲げ、第1次計画に引き続き魅力ある景観の保全と創造に取り組んでいくこととしています。

(5) 名勝水郷柳河保存活用計画【令和4年追加】

近代日本を代表する詩人である北原白秋の作品の源泉となった水景であり、風致景観が優秀であることから国の名勝に指定された「水郷柳河」の本質的価値と構成要素を明確化し、名勝の円滑な保存を図るとともに活用により地域づくりに資することとしています。

(6) 掘割を生かしたまちづくり行動計画

計画の目指すべき方向＝将来像を「ホテルの飛び交う水郷柳川」とし、基本方向の一つに「水郷景観の継承」を挙げています。また、景観に大きな影響を及ぼす水環境についても「水環境の保全」という基本方向を定め、水質の保全や流水の確保、水環境管理体制の整備促進、関係行政機関との連携を行うとしています。

(7) 柳川市観光振興計画【令和4年更新】

第1次柳川市観光振興計画では、「魅力的な地域づくり」を基本方針の一つに掲げ、その施策展開として「統一的な景観形成」を挙げており、いつまでも住み続けたいと思えるような、訪れた人々が魅力を感じるような、個性あるまちづくりを目指すとしています。平成31年に策定した第2次柳川市観光振興計画では、「受入環境の整備」を基本方針の一つとして掲げ、その施策展開の一つとして「まちなみ景観、自然景観などの魅力の保全、活用の創造」を挙げ、景観資源の保全・活用によりにぎわいを創出することとしています。

(8) 柳川市地域ブランド戦略構想【令和4年更新】

掘割を基軸とするまちづくりが柳川をブランド化するそのものであるとし、ブランドイメージを「掘割の巡るまち、水郷柳川」としています。そして、農漁村の景観保全、掘割とまち並みの保全などにより、柳川市を訪問すると、「心身ともに健康になる」イメージを構築するとしています。平成26年に策定した第2次柳川市地域ブランド戦略構想以降の計画においても、景観資源の保全・活用により戦略的に柳川ブランドを推進することとしています。

(9) 名勝水郷柳河 掘割沿いの柳並木づくり計画【令和4年追加】

計画の目指すべき将来像として「市民が『日本一の柳並木』と誇る老木の柳うちしだる美しい景観を次世代へ継ぐ」を掲げ、柳並木の植栽間隔や剪定方法についての考え方を示しています。

(10) 「名勝水郷柳河」主要川下りコース沿いにおける夜間景観基本計画【令和4年追加】

夜間景観の質の向上に取り組むモデル的なエリアとして、水郷柳河をめぐる主要川下りコース沿いを対象とし、夜間景観の目指す方向性、実現イメージ、実施体制などを示しています。